

○警備業者に対する指示

(第 48 条)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 25 年 12 月 1 日
平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 29 年 11 月 28 日 令和 2 年 4 月 1 日

処分基準

令和 2 年 4 月 1 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 48 条
処分の概要	警備業者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
備考	生活安全部長

別紙

[別紙参照]